

至誠館大学学生相談室規程

(設置)

第1条 この規程は、至誠館大学学生相談室（以下「学生相談室」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 学生相談室は、学生の心身の健康保持と増進のため個人相談に応じ、その解決のための適切な助言や支援を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 学生相談室は、前条の目的を達成するために、次の業務を行う。

- (1) 学生の個人相談への対応に関すること。
- (2) 支援を必要とする学生への助言・指導等。
- (3) 学生相談に係る調査・分析及び統計に関すること。
- (4) 学生相談に関する資料の収集及び保存
- (5) 学生生活への適応を促進するための教育に関すること。
- (6) 学生相談活動の広報に関する業務。
- (7) その他の学生相談に係る必要な事項

(構成)

第4条 学生相談室に室長及び室員を置く。

- 2 室長は、本学の専任教育職員の中から、学生部長の推薦に基づき学長が委嘱する。
- 3 室員は、本学の専任教育職員のうちから適任と認められる者について、室長の推薦に基づき、学長が任命する。
- 4 前項に定めるもののほか、室員に学長の指名する者若干名を加えることができる。
- 5 前項の室員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、室員に欠員が生じた場合の後任の室員の任期は、前任者の残任期間とする。

(秘密保持)

第5条 学生相談室の業務に関与する者は、次の各号に掲げる場合を除き、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

- (1) 医療機関や施設等に情報提供をする場合
- (2) 本学内で必要な範囲において情報を共有する場合

(会議)

第6条 学生相談活動を適切に推進するために室長は、学生委員会に出席することができる。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、相談室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

制定 平成31年 4月 1日 (制定)